

第 6263 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月20日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 昇給分を上乗せ支給する場合

Q : 当社では、今月の給与に昇給した金額を上乗せして支給する予定です。この場合、源泉徴収はどのようになりますか？

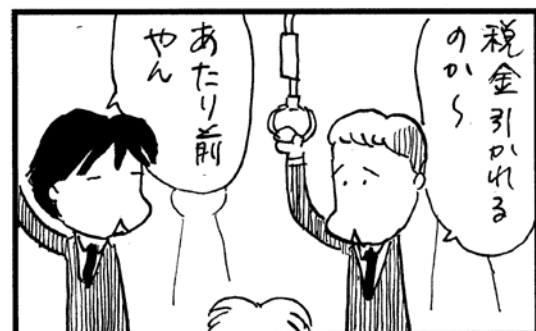
A : 合計した金額に対して源泉徴収します。

【解説】

会社が給与規定の改定に伴ってその差額分を支給する場合の源泉徴収の取扱いは、次のように行うこととなっています。

- ① 通常の給与に差額分を上乗せして支給する場合・・・通常の給与と改定差額分との合計額に対する税額を計算して源泉徴収します。
- ② 通常の給与を支給した後日に、差額分を支給する場合(支給月は同じ)・・・差額分を支給する場合には、通常の給与と改定給与差額分との合計額に対する税額から通常の給与に対する税額(当初の源泉税額)を差し引いた金額に相当する税額を源泉徴収します。
- ③ 差額分の支給をした後日に通常の給与を支給する場合(支給月は同じ)・・・差額分支給時にはその差額分に対する源泉税額を徴収し、通常の給与を支給するときは、通常の給与と改定給与差額分との合計額に対する税額から差額分を支給したときの税額(当初の源泉税額)を差し引いた金額に相当する税額を源泉徴収します。

なお、改定給与差額分を一時に支給する場合、この方法によると徴収税額が多額になることもあることから、この方法によらず、改定給与差額分を賞与として徴収税額を計算することも認められています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】